記入例

(日本産業規格A列4番)

蜜蜂飼育変更届

令和6年●月●日

香川県知事 殿

届出者 住 所 香川市香川町八十八番地

(株) 蜂太郎養蜂 代表取締役 蜂蜜 蜂太郎

(法人にあっては、またろ事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (087) 888 — 888X

携帯電話番号 888-8888-888X

変更があった内容以外は記入しないでください。

養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は住所(法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地)

	氏	名	住	所
変更前	/		香川市香川町8番地	
変更後			香川市香川町88番地	

2 令和6 年蜜蜂飼育計画

	飼育の場所	飼育予定 最大計画 蜂 群 数	飼育の期間		蜜蜂の 種類	備考
変更前	香川市香川町8番地	14	1月1 12月31	日から 日まで	セイヨウ	
			月月	日から 日まで		
			月月	日から 日まで		
変更後	香川市香川町88番地	14	7月1 12月31	日から 日まで	セイヨウ	
			月月	日から 日まで		-
			月月	日から 日まで		

注意 飼育の場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(字、地番若しくは番地、号並 びに必要に応じ緯度及び経度)を記入してください。なお、地図の添付等でも可と します。 本届けを提出された方は、次の個人情報の取り扱い方針に同意したとして扱いますので、必ずご確認のうえ、提出してください。

(裏面)

- 3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
- ① 個人情報の利用目的:県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置:県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理 に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供:県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - 法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養 蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県)並びに関 係機関等の協力が必要な場合

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速 かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされてお り、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があ ります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調 整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求 められることがあります。